

川崎市交通局規程第 25 号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和 38 年交通局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号ア中「育児休業条例」を「川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号。以下「育児休業条例」という。）」に、同条第 4 項第 12 号中「第 16 条」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 2 項第 3 号中「又は」を「、」に改め、「第 12 条の 5 第 6 項」の次に「又は育児休業規程第 18 条」を加える。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。